

女性活躍推進企業認証制度における認証要件等

対象従業員数	300人以下
認証期間	3年度
認定基準 (要件)	<p>◎ 就業規則の整備</p> <p>◎ 「★」の取組が合計で7つ以上あること</p> <p>★育児・介護休業法の規定の内容を上回る制度の整備</p> <p>★女性活躍(2つ以上の取組があること)</p> <p>○募集・採用の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員、面接担当者への男女均等な採用に関する研修の実施 ・ 性別に関わらない公正な選考を解説したマニュアル等の作成 ・ 採用権限のある者に女性を登用し、選考の中立性の確保 <p>○職域拡大の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各業務に必要な知識、スキル、仕事の手順等の明確化 ・ 男女を問わず、新たな職域を目指す者に対し、知識・スキルの習得を支援 ・ これまで女性が少なかった職場や職種への女性配置 ・ 女性の受け入れ経験の少ない管理職及び従業員に対する研修の実施 <p>○登用の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性管理職登用について数値目標を設定 ・ 課長相当職以上に占める女性の割合が10%以上 ・ 各種研修、教育機会への女性の参加を奨励 ・ 昇進・資格試験の受験を女性に奨励 ・ メンター制度(所属する部署の上司とは別に、指導・相談役を担う社員が新入社員や後輩をサポートする制度)の導入 ・ 男女に公正な人事評価を行うための評価者研修の実施 <p>○女性の活躍推進のための体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業のトップ自らが方針を明示し、女性の能力発揮を促進 ・ 人事担当部署に推進室を設置し、専任の担当者による継続的な取組の推進 ・ 非正規雇用労働者から正規雇用労働者へ転換する制度がある。 ・ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定済 ・ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定中 <p>★仕事と家庭の両立(2つ以上の取組があること)</p> <p>○制度が利用しやすい職場づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児・介護休業の利用者がでた場合の、人の補充等の取組 ・ 育児・介護休業者が職場に復帰しやすくするための取組(情報提供、講習等) ・ 結婚、育児、介護等で一旦退職した従業員を再雇用する制度の導入 <p>○制度の利用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去3年間で、在籍中に出産した女性従業員のうち、育児休業を開始した者が75%以上 ・ 過去2年間で、育児休業を取得した従業員がいる。 ・ 過去2年間で、男女を問わず介護休業を取得した従業員がいる。 ・ 前年の年次有給休暇の取得率が60%以上 <p>○次世代育成支援対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般事業主行動計画を策定済(従業員100人以下の事業所に限る) ・ 一般事業主行動計画を策定中(同上) <p>★市の指定講座の受講(1回以上)</p>